

# 構造改革特別区域計画

## 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

岡山県加賀郡吉備中央町

## 2 構造改革特別区域の名称

吉備中央でえれーうめえワイン特区

## 3 構造改革特別区域の範囲

岡山県加賀郡吉備中央町の全域

## 4 構造改革特別区域の特性

### (1) 自然環境

吉備中央町（以下「本町」という。）は岡山県の中央部に位置し、東は岡山市、西は高梁市、南は岡山市・総社市、北は真庭市・久米郡美咲町に隣接し、地形は標高120m～500mの高原地帯で、比較的緩やかな平坦地が広がり中国山地と南部平野の中間に位置し、旭川水系の宇甘川、高梁川水系の槇谷川などの分水嶺の位置で小河川が四方に分流している。また、町の北端には大平山（697.0m）、北東には本宮山（582.8m）中央に大和山（608.4m）を主峰とする連山に囲まれ、古くから吉備高原地帯と呼ばれており、春から秋にかけて県南部の家族連れ等で賑わっている。

町域は268.78km<sup>2</sup>の内、森林等の非可住地が74.9%を占めており、田・畑の耕作地は12.8%と少なく、田は休耕や耕作放棄地が増加しており約7割が作付けを行っている。

また、「晴れの国 岡山」と呼ばれる岡山県は、天気の良い日が多いため外での仕事をするには適した県である。加えて活断層が少なく、台風も中国山脈や四国山脈が防いでくれるので、自然災害の少ない地域である。

本町においても、平均気温14.0度、平均降水量1,300mmといった環境で自然災害も少なく、多くの農家により栽培しているブドウについては、色・味とも質が高く栽培に適した自然環境である。

### (2) 沿革

明治22年の市町村制施行によって、上房郡上竹荘村（有津井村・納地村）、豊野村（豊野村・稔村）、下竹荘村（黒土村・田土村・湯山村）、吉川村（吉川村・黒山村）と賀陽郡大和村（北村・岨谷村・宮地村・西村）となり、昭和30年にこれら5か村が合併して上房郡賀陽町となり、昭和45年5月1日、佐与谷地区が高梁市に編入合併された。また、明治33年の郡制施行によって賀陽郡が下道郡と統合し吉備郡となっている。同じく、明治22年に津高郡加茂村（広面村・

上加茂村・下加茂村)、福山村(美原村・加茂市場村・高谷村・平岡村)及び賀陽郡菅谷村(上野村・竹部村)、並びに津高郡上田村(上田東村・細田村・三納谷村・上田西村・円城村・案田村)、富津村(高富村・神瀬村・船津村・小森村)、長田村(富永村・下土井村・和田村・井原村)、豊岡村(豊岡下村・大木村・三谷村・豊岡上村)、新山村(尾原村・笹目村・福沢村・溝部村)、江与味村(杉谷村・粟井谷村・江与味村)となり、明治37年に上田村、富津村が合併し円城村となり、昭和7年に津高郡加茂村、福山村、吉備郡菅谷村が合併し津賀村。同28年に江与味村のうち大字杉谷、粟井谷が新山村に編入、残る江与味村は久米郡旭町へ編入され、その後昭和30年に御津郡津賀村、円城村、長田村、豊岡村、新山村の5か村が合併して御津郡加茂川町となった。そして、平成16年10月1日、加茂川町と賀陽町が合併し吉備中央町が誕生した。

### (3) 人口・産業構造

平成28年4月1日現在の本町の人口は、12,103人であり、年齢別の人口は、0歳～14歳1,113人(9.2%)、15歳～64歳6,351人(52.5%)、65歳以上4,639人(38.3%)となっており、年少人口・生産年齢人口割合が低く高齢年齢人口割合が高い典型的な少子・高齢化社会構造となっている。

平成22年の就業人口は6,085人で、年々減少傾向にある。産業別割合は第1次産業就業者23.0%、第2次産業就業者26.9%、第3次産業就業者は50.1%と割合が高く年々増え続けており、第1次産業は反対に減少し続けている。

### (4) 農業

本町の作付け延べ面積は1,755haある。中でも水稻の栽培が盛んで県内有数の産地となっている。他には、黒大豆、ピオーネ、シャインマスカット、ブルーベリー、桃等の果樹の生産を行っており微量ではあるが年々生産量も増えている。また、近年オーロラブラック(ブドウ)の生産を推進し、海外向けに長期保存や房の落ちにくい品種の生産も推進している。

一方、農村と農業を取り巻く環境は厳しく、人口や農業従事者の減少・他産業への移行に伴う担い手不足が生じており、農家数・農家人口・水稻の作付け面積は年々減少傾向にある。また、作付けをしない耕作放棄地や遊休農地は年々増加している。

今後は中山間地域等直接支払制度等の活用により耕作放棄地等の発生を防止するとともに、その農地や限界集落等の農地を集約し、経営耕作の集団化の促進、農業後継者・新規就農者の育成強化を図り、生産意欲の高い農業者に対し積極的な支援や農地の集積を推進していく。

水稻については、すでにブランドが確立されていた米(コシヒカリ)があり、そ

れに加え「ふるさと納税米」において全国に定着しつつあるため、新しく誘致した米粉の製造業者や米粉使用パン工場等も活用し「吉備中央町ブランド」の確立を目指す。

また、果樹のピオーネ、ブルーベリー、シャインマスカット、桃についても、本町では特産品として定着しており、収穫期には直売所開設や収穫体験による観光客の集客を行っている。しかし、近年高齢化や他産業への移行に歯止めがかからず、作付面積の減少や農業後継者不足となっている。今後は農産物生産者の生産意欲の向上、収入の安定を図るため6次産業化を推進し、加工場などの農業生産基盤の整備を充実させ、次世代の担い手確保、雇用機会も創出し地域特性を活かした農業の実現を目指す。併せて、大規模農園の検討を進めブドウについてもブランドの確立を目指す。

販売については、道の駅等の老朽化した町内販売所の改修などを実施し、町内の農産物販売の強化に取り組み、併せて加工施設の検討を進め販路や販売方法を拡充していく。

また、既存の直販体制だけでなく時代に即したインターネット等でのPRや販路拡大を強化し、就農しやすい環境づくりを目指す。

#### (5) 観光

着地型観光を目指し、農村滞在宿泊施設やキャンプ場、体験農園、百姓王国、道の駅などを拠点に、豊かな自然と農村環境を生かした体験型観光やグリーンツーリズム等交流活動の一層の推進を図り、住民との“心のふれあい”を大切に交流活動を促進する。

### 5 構造改革特別区域計画の意義

岡山県のブドウ出荷量は全国でも有数であり、中でもブドウの女王マスカット・オブ・アレキサンドリアやブドウの王様ピオーネ、TVでも取り上げられ有名になった桃太郎ぶどう等良質なブドウの産地でもある。しかしながら、本町では近年の他産業への移行に伴う後継者不足により、ブドウ等の生産は伸び悩んでいる。

そのため、「吉備中央でえれーうめえワイン特区」の認定を受ける事によって、地域個性のある醸造が可能になり、吉備中央町ブランドの確立を目指し、ワインを核とした地域食材を総合的に販売することができる。また、地域の特産品であるピオーネ、ブルーベリー、シャインマスカット、桃などを使用したリキュールを製造することにより、農業の6次産業化を促進させ、担い手の増、意欲向上、収入の安定を図る。さらに、このような取り組みを推進することにより、生産・加工・流通・販売が活性化し、生産者や加工業者の雇用の創出や就業機会の確保につなげ、新規就農者の推進や若者の町外への流出防止も期待される。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

今回の特別措置を活用することにより、本町の特産品であるブドウを活用した小ロットのワイン製造が可能となる。また、後継者不在の農園や耕作放棄地や遊休農地を活用し、ブドウ栽培を行うことで農地荒廃の解消と、本町のブドウ栽培の拡大を行い本町全体の農業の活性化を図る。併せて、少子高齢化により担い手不足で厳しい状況であるが、新規就農者や農業後継者の新たな担い手育成にも力を入れ、ワイン製造を核としたグリーン・ツーリズムを推進し交流人口や新たな雇用の創出を図る。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

構造改革特別区域計画の実施により、都市と農村の交流が拡大するとともに、地域農業の6次産業化が推進され、ブランドの確立や付加価値化の実現、観光客の増加に伴う収入の増だけでなく、地域農業の担い手の充実や若者の町外流出対策にもつながる。

また、地域資源を活用した酒類製造業が生まれることにより、地域雇用の場が確保されるとともに、地元で生産される農産物の拡大が図られ、地場産業の活性化が推進される。

### 数値目標

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
特産酒類製造所件数	0 件	1 件	2 件

吉備中央町ブランド創出 (農産物加工品製造)	平成 30 年度までに 3 品目程度の商品製造・商品化を目指す。
---------------------------	----------------------------------

## 8 特定事業の名称

709(710) 特産酒類の製造事業

## 別紙

### 1 特定事業の名称

709（710） 特産酒類の製造事業

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において生産された地域の特産品として指定された農産物（ブドウ、ブルーベリー、桃又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるもの）を原料とした果実酒又はリキュールを製造しようとする者

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

### 4 特定事業の内容

#### (1) 事業に関与する主体

上記2に記載する者で、酒類製造免許を受けた者

#### (2) 事業が行われる地域

岡山県加賀郡吉備中央町の全域

#### (3) 事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

#### (4) 事業により実現される行為や施設などの詳細

上記2に記載の者が、果実酒又はリキュールの提供・販売を通じて地域の活性化を図るために果実酒又はリキュールを製造する

### 5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において、本町が指定する地域の特産物であるブドウ、ブルーベリー、桃又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるものを原料とした果実酒又はリキュールを製造しようとする場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準(6キロリットル)が、果実酒については2キロリットル、リキュールについては1キロリットルにそれぞれ引き下げられ、より小規模な主体も酒類製造免許を受けることが可能になる。

これにより、農業者の経営の多角化、新たな特産物及び地域ブランドの創出、農業生産の拡大等地域農業の振興が図られるとともに、地域住民及び異種業者、都市住民等との連携、交流の拡大による地域の活性化にも効果が見込まれる。

なお、当該特定事業により酒類の製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者として必要な申告納税や各種記帳義務が発生するとともに、税務当局の検査や調査の対象とされるが、本町は、無免許製造を防止するために制度内容の広報周知を行うとともに、酒税法の規定に違反しないよう指導及び支援を行う。